

建築基準法等の運用について（熊本県版）

令和2年3月

【220117 追補版】

熊本県建築課ホームページを参照ください。

熊本県建築基準法例規集 目次

※2020年3月改訂における修正や資料の追加の有無等を記載(改正:例規を改正(解説改正含む)、解説改正:解説を改正)

総則・雑則				
ページ	例規番号	例規の修正等※	該当条文	内容
13	8601	改正	法第2条	温室用構造物の取扱い
14	9008		法第2条	集会場の定義
15	9009	解説改正	法第2条	居室の定義
16	9601		法第2条	サウナ室の取扱い
17	8665	改正	法第2条	開放自動車車庫の開放部分の取扱い
18	1202	改正	法第2条	ラック式倉庫(立体自動倉庫)の取扱い
20	1203		令第2条	敷地面積、床面積、建築面積算定の取扱いについて
21	8704		法第6条	建築物相互間における用途上の可分又は不可分の取扱い
追補版	2102	新規	法第6条	建築物と吹きさらしの渡り廊下の屋根が重複する場合の別棟の取扱い
追補版	2103	新規	法第6条	二戸建て住宅と付属建築物の屋根・庇等が重複する場合の別棟の取扱い
22	1204	改正	法第27条	吊り上げ式の自動車車庫の取扱いについて
23	1205	改正	法第27条	サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて
24	1206	改正	法第27条	福祉関係施設について特殊建築物に該当するかの判断について
29	1207		法第34条	既存EVIに戸開走行保護装置等を設置する際の建築確認申請の要不要の判断について
30	9612	解説改正	法第85条	工事用仮設建築物の取扱い
31	9613	改正	法第85条	住宅等の展示物の取扱い
31	8669		法第88条	工作物の確認申請の取扱い
32	8670		法第88条	工作物の確認申請手数料の算定方法
32	8714		法第88条	建築物の外壁に設ける袖看板(広告板)の取扱い
33	1208		法第88条	建築物と一体な広告塔の取扱いについて
35	8902		法第92条	興行場等の客席の床面積
追補版	2101	新規	法第92条	屋上に設ける階段室からのみ出入りする小屋裏物置の取扱い

単体規定				
ページ	例規番号	例規の修正等※	該当条文	内容
39	1209	改正	法第2条	外壁の出窓に設置する防火設備の取扱いについて
39	1210		法第28条	ピロティ部分からの採光について
40	1211		法第28条	閉鎖空間からの採光について
41	9603		法第35条	廊下、階段等の通路の幅の寸法の測り方
42	8610		法第35条	住戸及び住室の解釈
43	9017	改正	法第35条	二以上の階段を必要とする階段室型の共同住宅の取扱い
43	8633		法第35条	避難階段に通ずる出入口の幅の算定
44	8634		法第35条	手すりを要する建築物の部分
44	9006		法第35条	風除室等の非常用の照明装置の取扱い
45	8644		法第35条	居室を有しない建築物の非常用の進入口
45	1212	改正	法第35条	平成12年告示第1436号第四号二の排煙告示の適用の可否について
46	1213		法第35条	屋外避難階段からの避難について
47	8910	改正	法第35条の2	自動車車庫の内装
47	8647	改正	法第35条の2	可動間仕切り等の内装制限
48	9020	改正	法第35条の2	内装制限の緩和を適用できる区画部分に設ける防火戸の構造
48	8650		法第35条の3	無窓居室を区画する主要構造部
48	8619		法第36条	屋外階段の踊場の幅
49	8621	改正	法第36条	幼稚園及び保育所の階段の取扱い
49	8622		法第36条	任意に設けられた階段の構造
49	8625		法第36条	階段の床版で防火区画されている場合の取扱い
49	8913		法第36条	防火戸の開き勝手
50	8917		法第36条	屋外階段の防火区画(竪穴区画)
52	1214	改正	法第36条	屋根のない吹き抜けに面する場合の防火戸の取扱いについて

集団規定				
ページ	例規番号	例規の修正等※	該当条文	内容
57	9606		法第42条	ガケや水路がある場合の法42条第2項の道路後退線の取扱い
58	8651		法第43条	路地状の敷地で接する場合の取扱い
58	8652		法第48条	飲食店兼用住宅の厨房の取扱い
59	8653		法第48条	第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱い
59	8654	改正	法第48条	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域内のペットショップの取扱い
60	1215		法第48条	第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域内における附属建築物としての畜舎の取扱い
60	8657		法第48条	第一種低層住居専用地域内の食品製造兼用住宅の取扱い
60	8658		法第48条	第二種中高層住居専用地域内の兼用住宅で3階以上の部分に兼用部分を設けている場合の取扱い
61	8801		法第48条	工業専用地域内の自動車運送業の仮眠所の取扱い
61	8918		法第48条	ガソリンスタンドに併設する修理場の取扱い
62	8919		法第48条	ガソリンスタンドに併設する機械式自動車駐車場の取扱い
62	9607		法第48条	第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内の農業従事者倉庫の取扱い
62	9608		法第48条	第一種低層住居専用地域内の神社等に併設する結婚披露宴会場の取扱い
63	1701		法第48条	第一種低層住居専用地域内の防災備蓄庫の取扱い
63	8655		法第51条	建築物を有しない都市計画区域内の汚物処理施設等の取扱い
63	9609		法第53条	建ぺい率の緩和におけるJR線路敷や水路の取扱い
64	8662		法第54条	開放性廊下等の外壁の後退距離
64	8663		法第54条	外壁の後退距離を適用しない外壁部分の取扱い
65	9002	改正	法第54条	外壁後退制限の対象部分
65	9610		法第56条	位置指定道路に係る道路斜線制限
66	1216		法第56条	道路斜線制限の後退距離の考え方について
67	8713	改正	法第56条の2	日影規制対象建築物に係る高さの算定方法

構造規定				
ページ	例規番号	例規の修正等※	該当条文	内容
71	0703		法第2条	建築物の別棟の取扱い
77	0704		法第86条の7	構造耐力上の既存不適格建築物に関し建築基準法施行令第137条の2の規定に適合することの確認に必要な添付図書について
79		改正		(参考)既存不適格建築物に増築する場合の構造計算の考え方
80		改正		法20条(構造耐力)に関する既存不適格建築物の増改築に係る制限緩和について
93	0705		法第20条	木造系混構造の構造設計
94	8805		法第20条	構造上の地下部分の取扱い
95	1217		法第20条	RC造ルート1の構造計算における壁量の規定について
96	1901	新規	法第6条	混構造の取扱い

通知その他				
ページ	通知・運用の別	例規の修正等※	該当条文	内容
98	運用		法第86条	総合的設計による一団地認定基準

削除				
旧ページ	例規番号		該当条文	内容
13	8609	削除	法第2条	屋上に設ける階段室の階の算定(JCBA基準総則に掲載されたため削除)
18	1201	削除	法第2、88条	機械式自動車車庫の取扱いについて(JCBA基準総則に掲載されたため削除。H30.3削除済)

例規番号の見方 例規番号86 01・・・前2桁—西暦下2桁(年度)、後2桁—当該年度の通し番号

法第 92 条	屋上に設ける階段室からのみ出入りする小屋裏物置の取扱い	A2101
令第 2 条		

階とみなさず、床面積に算入しない小屋裏物置等の取扱いについては、JCBA 基準総則 P110,111 を適用するが、「屋上に設ける階段室からのみ出入りする小屋裏物置」への適用に当たっては、加えて以下の全てに該当すること。

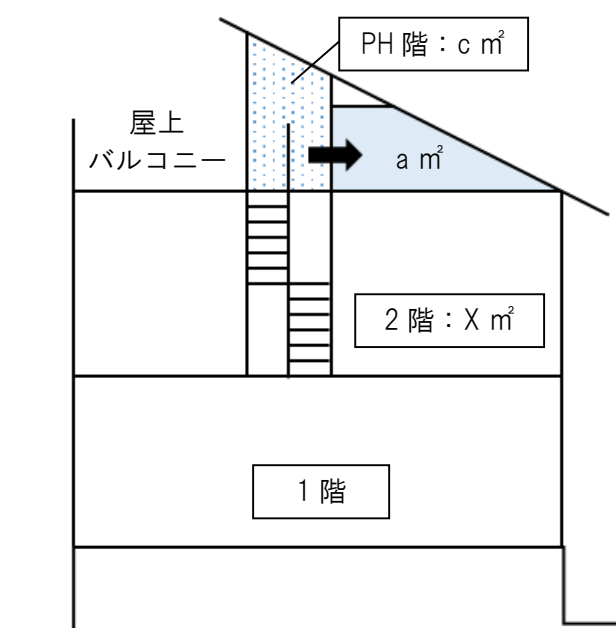
この場合、階段室及び小屋裏物置部分は建築物の高さに算入すること。

- 一 建築物の用途は、専用住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅であること。
- 二 当該物置に利用する空間は、屋根の傾斜により発生する余剰空間（小屋裏）であり、小屋裏の空間を大きくとるために束立てする構造でないこと。
- 三 当該物置とその他の部分が、壁、戸等で区画されており、当該物置は階段室以外（バルコニー等の外部空間を含む。）とは連絡しないこと。
- 四 当該物置には、電話、テレビ等のジャック、エアコン等の空調設備等は設けず、居室として使用しないこと。コンセントの設置は、1箇所程度とすること。
- 五 当該物置、直下階から利用する他の小屋裏物置等及び階段室の水平投影面積の合計が、当該直下階の床面積の 1/2 未満であること。
- 六 当該物置の最高の内法高さが 1.4m 以下であること。
- 七 固定階段とする場合は、令第 23 条及び 25 条の規定を満たすこと。

（補足）階段室の取扱い

- ・令第 2 条第 1 項第八号に該当するものは、階数には算入しないが、床面積には算入する。また、本取扱いの適用に当たっては、高さにも算入する。

図：階とみなさない小屋裏物置の条件
（水平投影面積の制限）



$$a + b + c < X / 2$$

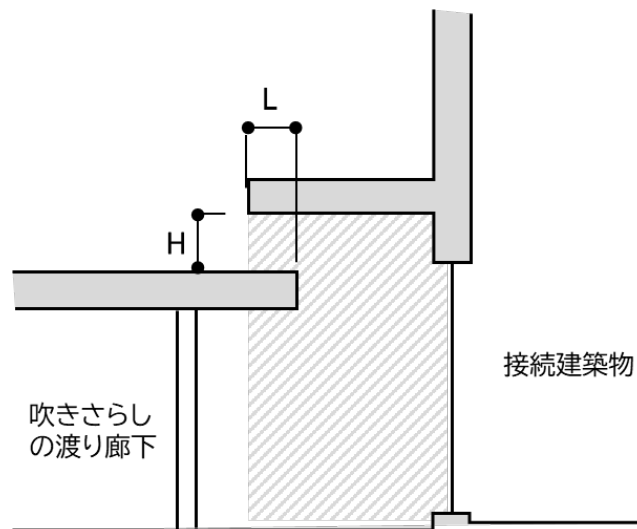
- a : 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b : a以外の部分で2階から利用する小屋裏物置の水平投影面積の合計
- c : 階段室 (PH階) の水平投影面積
- X : 2階の床面積
- : 物の出し入れ方向


解説	<p>近年、豪雨災害が激甚化している社会背景を踏まえ、避難の選択肢の一つとして屋上避難を可能とする計画が増加しており、その際、余剰空間を合理的に活用するニーズが高まっている。</p> <p>屋上に設ける階段室からのみ出入りする小屋裏物置については、JCBA 基準総則 P110,111 では想定されていないケースであるため、周辺環境への影響等も考慮して支障ないと認められる条件を整理し、本県の運用として定めたものである。</p>
参考	JCBA 基準総則 P110,111

法第6条	建築物と吹きさらしの渡り廊下の屋根が重複する場合の	A2102
令第1条	別棟の取扱い	

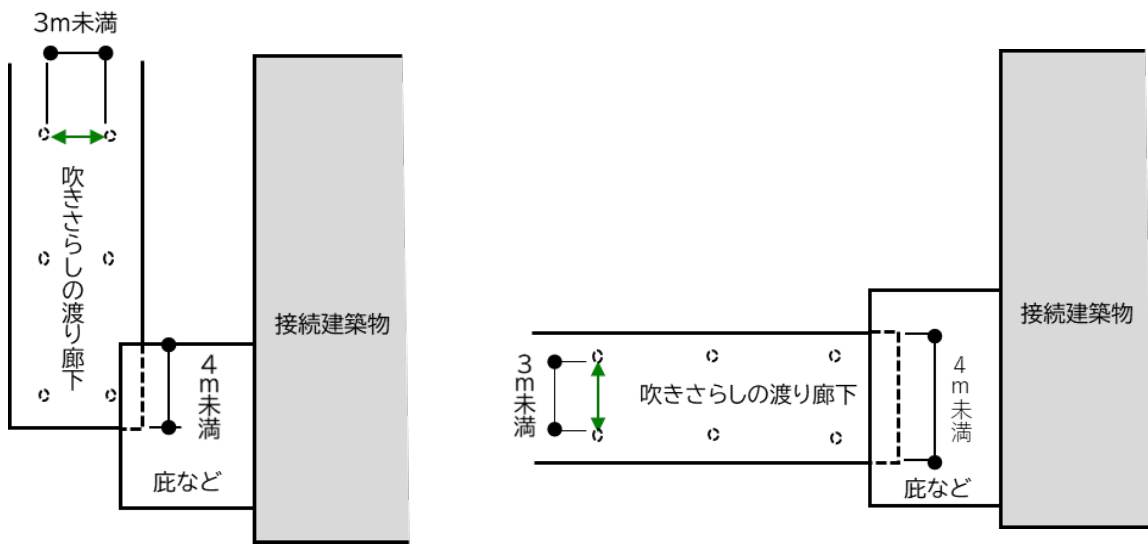
同一敷地内の独立した建築物の屋根（庇等を含む、以下同じ）が重複する場合、原則として一の建築物とみなすが、次に該当する場合は、別棟とみなすことができる。

- 一 接続建築物と吹きさらしの渡り廊下が、構造耐力上一体ではないこと。
- 二 それぞれの屋根が重複する部分は、壁（袖壁、垂れ壁を含む）等がなく、開放性のある形状であり、かつ屋内的用途に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること。
- 三 吹きさらしの渡り廊下の主要構造部は、不燃材料で造られていること。（屋根材は当該敷地の防火規制に適合する材料であること。）
- 四 吹きさらしの渡り廊下は平屋建てであり、かつ張間方向の柱間の有効幅が3 m未満であること。
- 五 接続建築物の屋根の軒裏で、屋根が重複する部分については不燃材料又は防火構造とすること。
- 六 屋根の水平方向の重複距離（L）が、高さ方向の離隔距離（H）以下であること。ただし、雨樋等、取り外し可能なものについては、離隔距離（H）の算定上、除くことができる。
- 七 接続建築物と吹きさらしの渡り廊下の接続部分の屋根の重複幅が4 m未満であること。



 屋内的用途に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること
 また、接続建築物の軒裏の部分は、不燃材料又は防火構造とすること

$\text{水平方向の重複距離 (L)} \leq \text{建築物間の離隔距離 (H)}$
--



解説

接続建築物と吹きさらしの渡り廊下について、それらの屋根が重複する場合に別棟とすることができる条件を整理したものである。

参考

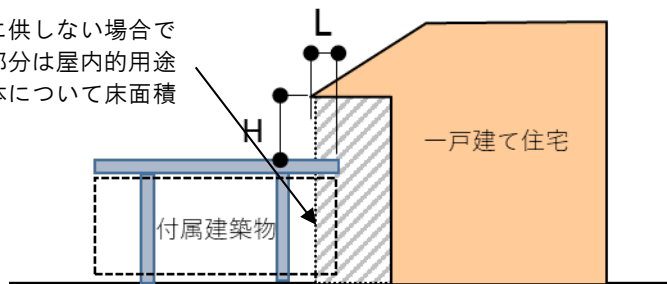
JCBA 基準総則 P28


法第6条	一戸建て住宅と付属建築物の屋根・庇等が重複する場合 の別棟の取扱い	A2103
令第1条		

同一敷地内の独立した建築物の屋根（庇等を含む、以下同じ）が重複する場合、原則として一の建築物とみなすが、次に該当する場合は、別棟とみなすことができる。

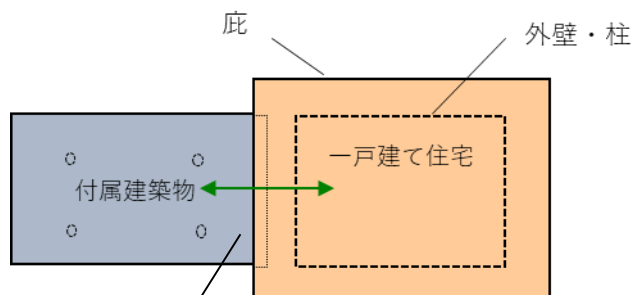
- 一 一戸建て住宅とその付属建築物（カーポート、サイクルポート、テラス等）が構造耐力上一体ではないこと。
- 二 それぞれの屋根が重複する部分は、壁（袖壁、垂れ壁を含む）等がなく、開放性のある形状であり、かつ屋内的用途に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること。
- 三 付属建築物の主要構造部は、不燃材料で造られていること。（屋根材は当該敷地の防火規制に適合する材料であること）
- 四 住宅の屋根の軒裏で、屋根が重複する部分については、不燃材料又は防火構造とすること。
- 五 屋根の水平方向の重複距離（L）が、建築物間の離隔距離（H）以下であること。ただし、雨樋等、取り外し可能なものについては、離隔距離（H）の算定上、除くことができる。

注）斜線部分が屋内的用途に供しない場合であっても、点線で囲まれた部分は屋内的用途になるので、付属建築物全体について床面積に算入すること。



 屋内的用途（付属建築物が意図している用途を除く）に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること
 また、一戸建て住宅の軒裏の部分は、不燃材料又は防火構造とすること

$$\text{水平方向の重複距離 (L)} \leq \text{建築物間の離隔距離 (H)}$$



付属建築物と母屋間で行き来ができる状態であっても可とする。
（一戸建て住宅とその付属建築物に限る）

解説	<p>一戸建て住宅に付属するカーポート、サイクルポート、テラス等について、それらの屋根が重複する場合に別棟とすることができる条件を整理したものである。</p> <p>一戸建て住宅は専用住宅を、カーポート、サイクルポート、テラス等は、側壁を設けていないものを想定している。</p> <p>なお、それぞれの屋根が重複部分を屋内的用途に供さない場合は、床面積には算入しないが、駐車場や荷物を保管するスペースを設置したり、一戸建て住宅の庇の出が2 mを超える場合等、明らかに、屋内的用途としてみなす場合は、付属建築物全体を含めた軒下部分を床面積に算入すること。（判断に迷う場合は、特定行政庁と協議すること。）</p>
参考	JCBA 基準総則 P28